



鈴鹿第7地域包括支援センターだより

あけましておめでとうございます。健康と幸せの1年になりますように。



知って防ごう 高齢者虐待

超高齢社会に突入し、誰もが介護する、介護される可能性のある時代になりました。それと同時に、高齢者の虐待が身近な問題となりつつあります。厚生労働省の調査によると、家族など介護や世話をする人から高齢者が虐待を受けたと判断された事例は、年間約1万7千件にのぼっています。

Q・どうして虐待が起こるの？

A・虐待は、虐待者が悪者だから起こるのではありません。介護をする人は、これまで経験したことのない介護という役割を背負い、思い通りにいかないことに、とまどいやイライラ、疲労を感じている事が多いようです。心身ともに疲れ、孤独感が追い打ちをかけ、追い詰められてしまう人が多くなっています。

虐待を受けた高齢者のうち、約7割が認知症の症状があり介護が必要な状態となっています。

※高齢者虐待防止法では、
養護者(虐待をしている人)
も守られます。犯罪になら
ないよう未然に支援します。



ひとりで抱え込まないで 相談しましょう

ご相談・ご連絡は

鈴鹿第7地域包括支援センター りんどう

住所：鈴鹿市南若松町1番地（伊勢マリンホーム内）

電話：059-380-5280

「伸ばそう健康寿命☆高めよう地域力&Well-being」



遺品整理を頼むときは、 事業者選びは慎重に

見守り
新鮮情報

【事例1】亡父の遺品整理のためネットで探した回収事業者に電話で依頼した。当初、20万円ぐらいかかると聞いていたが、作業後に料金は30万円と言われた。見積書はもらっていない。(60歳代)

【事例2】亡父宅の不用品処分を事業者に依頼した。大切な書類等は残しておく約束が、アルバムや回線のつながっている電話機まで処分された。事業者に苦情を申し出たが、ゴミ処理場に運搬済みで取り戻せないと言われた。(60歳代)

●遺品整理サービスに関する作業内容や料金は様々です。必ず複数の事業者から見積もりをとり、契約内容や料金を比較しましょう。

●契約をする際には、作業日、具体的な作業内容、料金、支払方法、解約料などについて確認しましょう。作業時には思いがけない追加料金を請求されることもあるので、事前に確認するようにしましょう。

●遺品や住まいの不用品を廃棄物として収集・運搬する事業者は、市町村からの委託業者であるか、市長村長から「一般廃棄物処理業の許可」を受けている必要があります。無許可事業者による不用品の処分は法律違反となり、不法投棄などに繋がりかねません。お住まいの市町村の窓口に照会するなどして事業者選びは慎重にしましょう。

●また、遺品を買い取る事業者は「古物商の許可」が必要ですので、買い取ってもらう際には「古物商許可証」や「行商従業者証」を確認しましょう。

■困ったときは鈴鹿亀山消費生活センター
(TEL:375-7611・消費者ホットライン188)
へご相談ください。



〈スタッフ〉

主任ケアマネジャー 青島・伊藤

保健師 森重

社会福祉士 高畠・横地

ケアマネジャー 椎名・堀口・山本

事務員 片川